

令和3年度(2021年度)第1回北海道大規模小売店舗立地審議会 議事録

1 日 時 令和4年(2022年)2月2日(水)14:00~15:00

2 場 所 道庁本庁9階 総務部会議室

3 出席者 (1) 北海道大規模小売店舗立地審議会委員

会 長 大平 義隆

委 員 菊池 幸恵

委 員 笠井 久会

委 員 杉山 英子

委 員 小林 聖恵

委 員 谷 昌幸

(2) 事務局(北海道)

経済部地域経済局長

佐藤 隆久

中小企業課地域商業担当課長

佐川 泰隆

課長補佐

杉田 伸司

主査

曾我 晃

4 傍聴者 1名(うち報道関係者 1名)

5 議 事

(1) 報告事項

①大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

②北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について

(2) 意見交換等

6 議事録概要

■経済部地域経済局中小企業課主査 曾我

定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第1回大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様には、時節柄お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、北海道経済部中小企業課の曾我でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の出席ですが、委員10名中6名のご出席をいただいておりますので、北海道大規模小売店舗立地審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本審議会においては、道が定める「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」及び「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取扱いについて」に基づき公開とし、議事録も北海道のホームページ等で閲覧に供しますことをご承知お祈いします。

本日の資料は、次第、出席者名簿のほか、配付資料一覧に記載のとおり資料1から資料7及び参考資料1から3までをお配りしておりますので、ご確認願います。

開会にあたり、経済部地域経済局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

■経済部地域経済局長 佐藤

北海道の経済地域経済局長の佐藤でございます。開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。本日はお忙しいところ、ご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおりですが、先月から新型コロナウイルス感染症新規感染者が急速に増加しておりまして、感染の再拡大を防止するため、道内においても、1月27日から2月20日までの期間、まん延防止等重点措置が適用されるなど、予断が許されない状況でございます。道といたしましても、混雑している場所や感染リスクの高い場所への外出・移動を控えることや、営業時間の変更を要請した時間以降の飲食店の利用を控えるなどにつきまして、道民の皆様にご協力をお願いしているところでございます。

本日の審議会も、このような状況を踏まえて、オンライン開催といたしましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

さて、平成12年6月から施行されております大規模小売店舗立地法ですが、本道におきましては、昨年度は49件の新設や変更の届出があり、通算で約1,600件の届出を受理しているところでございます。この間、各部会では、審議をいただきまして、大規模小売店舗の立地に伴う周辺的生活環境との調和につきまして、格別のご指導をいただきましたことをこの場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。本日の審議会、一昨年の6月以来の開催となりますけれども、各部会の審議状況の報告ですとか、部会の円滑な運営するための情報・意見交換を予定しております。忌憚のないご意見ご発言をお願いしたいと思います。委員の皆様には、本道における大規模小売店舗立地法の適正な運営が図られるよう、それぞれのご専門のお立場から格別なご協力をお願いいたしまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

■経済部地域経済局中小企業課主査 曾我

次に議事に入ります。

北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事の進行は、会長をお願いいたします。

■議長

本日は、各地からご出席をいただきありがとうございます。

この後の議事では、報告事項が3件ございます。意見交換の場も用意しておりますので、忌憚のない活発なご意見・ご発言をお願いいたします。

それでは、早速ですが、議題の(1)、報告事項①「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について」、事務局から説明を願います。

(事務局説明 ～ 省略)

ありがとうございました。ただ今の説明について、委員の先生いかがでしょうか。

ご質問等はありませんか。

(質問なし)

それでは、次に進みます。報告事項②「北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について」を事務局から説明願います。

(事務局説明 ～ 省略)

ただ今、事務局から部会開催状況等について報告がありました。

審議会運営規程第13条の規定による、部会長から会長への審議結果の報告は、資料3をもって充てますが、各部会から補足説明はありませんか。

■ D委員

振興局長通知のあった案件につきましては、先ほどご説明いただいたとおりです。

あと、その他ですけれども、「店舗A」の開店に際しまして、オープン時期を早めたいということで、1000㎡未満になるように一部店舗を閉鎖して、オープンを早めたいという旨の連絡がありました。望ましくはないが、違法行為とはならず、前例もあるということでもありましたので、図面を提示していただくような働きかけをしていただきました。

結論としては、閉鎖されていない状態で営業しているということが、事務局の方の現地確認によってわかりました。それを是正する旨の通知を出していただいたという案件がございました。

その他、図面を見ていくと一時的な資材の保管かと思いますが、現地確認していただくことで、ちょっとご説明と違うというような案件がいくつかございました。

そういったところもルール違反的なものがないように、今後もチェックしていくことが必要かと思いますが、いずれも非常にお忙しい中、現地確認をしっかりといただいていることに感謝しております。

■ E委員

今申し上げていただいたとおりですが、ホームセンターのいくつかで駐車場マスで審議の結果、指針の台数を満たさなくても「意見なし」で通っているケースも多いように見受けられますけれども、第5部会の皆さん、お忙しい中、現地を見に行き、写真を撮って、それを資料につけて、すごく一生懸命説明させていただいているおかげで、ホームセンターの一部で、特に夏の間、砂とか砂利の資材が駐車場に置かれていて、駐車場マスとして機能してないという現実が散見されているということで、その辺、部会の方では、この審議会の方に報告して、今後、是正を図っていただきたいということで、お話が出ていたところです。

■議長

D委員、E委員、ありがとうございました。ほか、第2部会、第3部会いかがでしょうか。

■A委員

第2部会の方も、指針を満たさない届出の調査審議もございましたが、やはりコロナ禍において、利用客数が少し減ってしまったことによって駐車場の減ということで、現状として致し方ないかなというような意見等もございました。

あともう一点なのですけれども、「店舗B」なのですが、審議の方は新設ということで意見はなかったのですが、まだ、その工事自体が始まっていない状況がずっと続いているようなので、結果的にどうなのかちょっとわからないのですけれども、第2部会としては以上のような状況です。

■議長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

(発言なし)

私の方からも少し質問させていただいてよろしいでしょうか。

事務局の方にお聞きしたいのですけれども、第5部会の資料3の②。局長通知が出されていることを説明していただきましたけれども、局長通知が出るまでの経緯っていうのと、それから、通知を出した後、どんな風に確認なされたのかっていう部分。これが一点です、

もう一つが、先ほど、D委員のお話の中で、「店舗A」の話の中で、現地確認をされて対応なさっておりますけれども、その後はどうなっているのだろうっていうあたりですね。どういうふうなことになっているのか、ちょっと気になったものですから、聞かせただけませんか。

■経済部地域経済局中小企業課 杉田課長補佐

ご質問の中で、第5部会のところであった局長通知についてということですが、先ほどの説明から、あまり変わらない説明かもしれないところなのですが、基本的には、審議会の意見の中で、特に配慮を要するもの等考えられるもの、そういったものを、事務方といいますか、振興局サイドの方で、受けとめているものにつきまして、その考え方を敷衍するような形でものを出していることですので、内容的にはですね、審議会で付された議論、そういったものを踏襲するような形での通知ということですので、特に改めて、何かを付加したとか、そういった形のものではないというふうに理解しているところでございます。その後の確認状況というところになるのですけれども、当然、こういった形で、設置者の方に通知をする形ですので、設置者の方に当然そこは指導はされているところは間違いな

と思うのですけれども、その具体の確認方法といいますか、確認結果については、詳細についてちょっと現地の方で確認をする部分かとは思いますが、当然その配慮を改めて徹底させるという趣旨で流しているものがございますので、当然その意識は、事務方の方からも、設置者の方に徹底しているものというふうに理解しているところでございます。

詳細については、私の方からも改めて現地の方に確認をさせていただきます。

■議長

書類上の処理ということではなくて、是非、ご配慮いただければなと思います。はい。続いてではですね、他にこの項目でご質問、ご意見ございましたら、いかがでしょうか。

(発言なし)

はい、ありがとうございます。それではですね次に進めてよろしいでしょうか。報告事項の「道内の大規模小売店舗立地法特例区域について」を事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明 ～ 省略)

■議長

ありがとうございます。ちょっと伺ってよろしいでしょうか。特例地域を設置するのはわかるのですけれども、廃止したっていうのは、どんな経緯で廃止しているのですかね。

■経済部地域経済局中小企業課 杉田課長補佐

廃止につきましては、当然これは立地を目的とした、商業誘致を目的としたものがございますので、初期の目的が達成された場合というのでしょうか、テナント等が誘致されるという、目的が達成された場合には、特例を設ける必要がないということでございますので、そういった時には廃止という手順に流れるような形になっているところでございます。

■議長

ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(発言なし)

それでは、次に進みます。「部会審議等に関する情報・意見交換」についてですが、事務局から、資料7のとおり情報提供がありました。その背景等について事務局

から説明をお願いいたします。

■経済部地域経済局中小企業課 杉田課長補佐

事務局から情報提供といたしまして、内容をご承知されている方もいらっしゃると思いますが、年間の平均的な休祭日の考え方について、情報提供させていただくものでございます。背景等といたしましては、論点としましては、先ほども話題になりました駐車場の必要台数の際のポイントとなる場所なわけですが、大規模小売店舗が、指針の中では、設置者は「年間の平均的な休祭日のピーク1時間」に予想される来客の自動車台数を基本として、台数を算定し、確保することとされているところでございます。この考え方を採用した理由につきましては、経済産業省が公表している指針の解説の中に、交通上の利便性の確保という部分と、その施設の有効利用という、こういった中でバランスを取るために設けたものであるというような形の解説というか理由が付されているところですが、休祭日自体についての明確な定義がないということもございまして、先般開催された八大都道府県担当課長会議において、参加県の方から意見交換のテーマに挙げられたものでございますので、それぞれ各都府県の考え方というの、いろいろございましたので、そういったことを踏まえながら、ご参考になるのかと思ひまして、情報交換のテーマとして、紹介させていただくものでございます。

内容といたしましては、各都府県の意見については、表の2に記載されているとおり、なかなか明確な意見といえますか、明確な取扱いに必ずしも収められているものではないわけですが、概ね見受けられるのが、このお盆ですとか、年末年始というわりと突出した来店客数が発生するような日、そういったものを除いた中で多い日というのを、このピークの考え方として採用されている例が多いことが見受けられたところでございます。北海道の運用としてはですね、もちろん、そういった突出した来店客数があるとき、年末年始お盆はもちろんなわけですが、その他にも、やはり地域特有の実情というのがあるものでございますので、そういったものにつきましては、観光入込客等の数字といったものを参照しながらですね、台数の算定の妥当性というものを総合的に判断しているものでございます。国の見解といたしましては、各県の柔軟な運用を認めているという趣旨から、年間の平均的な休祭日の定義というものは設けていないと、個別の店舗ごと、あるいは、これは地域といってもよろしいかなと思うわけですが、違いがあると思われ、そこに対応していただければよいという考えを示していたところでございます。

■議長

ありがとうございました。今回の件に関しまして、各部会で、同様な審議案件等があれば、情報の提供をお願いしたいわけですが、いかがでございますか。

(発言なし)

ありがとうございます。他に意見等なければ本件はこれで終わりたいと思います。提出のあった項目は以上です。せっかくの機会ですので何かお話ししたいことがあれ

ば、ご発言をお願いしたいのですけれど、いかがでしょうか。

■ D委員

今、駐車場の台数等に関して、お話が出ましたけれども、第5回部会は非常に活発にいつも審議が行われておりますが、どの案件に関しても、やはりこの駐車場の台数がかかり議論の中心にあります。

非常に事業者の方も苦慮されているかと思うんですけれども、指針を満たすために、図面上で見ると、何となくそのためにひずみが出てるようなものが見えたりですとか、逆に最近は駐車場の台数を大幅に減らすというような、逆の案件も見られるようになっていきます。レジ打ちの打数ですとか、こういった休祭日のピーク1時間というところで、いろいろと実情に合わせて配慮するということは行ってはおりますけれども、そもそもの地域性を踏まえた指針の見直しっていうのが、これまでも親会でも話が出ておりましたが、改めて継続して、声を上げていただけるとありがたいなと思っていきます。

■ 議長

これは振興局に対してということですね。

■ D委員

これまでも、親会で、道からこのような声はあげているという報告は以前にあったと聞いておりますけれども、引き続き、お願いしたいなと思います。

■ 議長

ということですので、よろしく願いいたします。他はいかがでしょう。

■ E委員

今の発言に関連して、第5部会の方で駐車場について議論しているところですが、大店立地法に直接関わるかどうかかわからないのですが、駐車場に関して、平面自走式という考え方が、これからの高齢化社会に向けて非常に破綻し始めているのではないかという論議を結構しています。指針の台数に対して不足する場合と逆に余っているような大規模小売店舗もあって、平面自走式の通路を守って走行する車はわりと少なく、駐車マスを横切るだとかそういう現象が多々見られる。やはり、これからの社会の中で、高齢化が進んできたり、弱者を守るということを考えると、平面自走式というこの考え方を見直さなきゃいけないときには、おそらく、指針の台数そのものを、ただ計算して足りる足りないという論議をするのではなくて、やはり本当に必要な台数を確保する。必要以上に台数を確保すると、結局、駐車マスを横切る車が出てくる。第5部会の北見工大の先生に伺うと、カラー舗装なんか結構効果がでるのではないのかと。もちろんお金がかかりますけれども、例えば、歩行者の通路に相当する部分だけ青い舗装をすると、そこを横切る感覚が減る。ただ車線を引いているだけではマスを横切る車がある。そういう危険な目に遭うことが多く起こるという話になってい

る。

こういった駐車場のあり方っていうのは、例えば台数の問題だけではなくて、現実
に即した、やはりこの安全かつ、簡便な、便利な駐車場運営というものを作り、次の
ステップとして親会も含めて、平面自走式のあり方について、指針台数とともに考え
ていただきたいというのが、部会の方で出ていました。

もう一つ、この駐車場に関連すると、第5部会で皆で笑いながらでの話として、右
折入庫禁止とか右折出庫禁止。守れもしないルールを書類に書いておいて、あまり守
られない現状が結構あるような環境で、どう考えても右折して入るだろうっていうと
ころで右折禁止です。だから手前の道を曲がって左折で入っていきますって計算式に
書いているけれど、そんな訳ないよねって思う。

何のための部会かっていうと、まちづくりや環境といった専門家の皆さんの話を出
すのではなく、第5部会では、一市民の立場として我々の生活している立場として見
たら全然体の右折入庫禁止や右折出庫禁止が守られていないと見ている。

一部、伝えられる例として、私はたまに胆振の方に行って室蘭で感動するのですが、

「店舗C」は、出口、入口がすごくわかりやすく書いてあるので、出口からは絶対
入らないし、入口からは絶対出ない。これくらいまでやると、すごく動線も確保でき
るし、あるいは周辺環境の住民に対して安全性を確保できるっていうことで、やはり
実効性のあるこういうルールを作り、先ほど会長がおっしゃられたように最終的に確
認していただく。相手が出したら確認して、我々も日常生活で是正されていなかった
ような「店舗D」の「直してる」という話が嘘であったというケースもあったので
すけれども、そういったケースもありますので、今のところ、駐車場の指針台数の考
え方、平面自走式の将来に向けての限界、それから右折入庫出庫の現実に即さないル
ールを書類上に残すことについて、やはり将来的には検討していただきたいなどが
部会で話したところです。

今回、ペットショップの申請が1件部会にでてきているが、例えば、ホームセンタ
ー等では大きな問題にならないが、ペットショップは大店立地法ではなく別の法律で
管轄されているのでしようけれど、危険な動物の販売、管理とかセキュリティ、逃げ
出したときの問題について、ペットショップは大店立地法以外の法律でこういった動
物の取扱い、排泄物、死体の取扱は決まっているのかなという話、我々がしなければ
いいんでしょうけれど。

ペットショップの大型化っていうものが出た場合に、これも大店立地法と他の法律
との兼ね合いっていうのも、この件に関してはこの法律で既に承認されているかって
いう、他の法律との相互作用っていうのも、非常に今後の審議では重要になっていくの
かと思う。

■議長

他の部会ではいかがですか。はい、そうしましたら、非常にいい意見っていうんで
すかね、いただいていると思います。今後どうなるのかっていうことに関して、先ほ
ど特例措置ということで、各地域に、実情に合わせてというようなことかもしれませ
んけれども、ある程度の裁量があるんだっていうことがわかりましたので、それに合

わせて、それぞれ、今のお話を少し、特に守られてない指針に関しての修正っていうのは、多分、どこの部会でもお願いをしているのかなと思いますけれども、指針を変えるって、なかなか難しいのかもしれませんが、逆に特に今回、自走式っていうのは、そういうやり方は、なかなか難しい気がしますが、例えば、一つ項目、危険性という項目なんか、こう考えてくとかですね。何かこう、そういったそれに対する、何か北海道における工夫みたいなことができるかできないかっていうことを一度、考えて欲しいと思います。それはこういった意見が出てくる一方で、意見を出すためにこの部会、この審議会が行われているということですので、そこから出てきている意見ですので、これを真摯に受けとめ、対応をですね、一度考えていただきたいという思いです。

それともう一点、先ほど私が申し上げておりましたけども、駐車場に関してですね、せっかく駐車場で台数が合っているとかが合っていないとかの話をした後に、資材置場になっちゃってるとか、多分、第1部会の方だったら雪置場になっている可能性もあるので、これは一時的なのでしょうけれども、一時的っていうのは解釈がすごくありますよね。だからこの一時的という解釈も含めて、雪置場・資材置場になっちゃっていった場合は、どうすればいいんでしょうっていう。これもですね、要するに規則とか、もしくはルールっていうのがあってないようなことになってしまいますので、これも厄介、いたちごっこになる可能性もあるのかもしれませんが、ここ、要するに結果に対しても、やはりその責任っていうのが、ある程度あるのだろうと思います。確認ということにつきましても、もう一度確認していただくということが、審議会があるその結果として、よりよい市民生活が行われることに繋がってくるのかなというふうに思いますので、この2点ほどですね、北海道で考えていただければなというふうに思います。できましたら、次の各部会のところで、そんなこと言ったって、やっぱり難しいねっていう、今後、考えてみましょうっていうことになるかもしれませんが、その考えをつなげていくことが大事だと思いますので、できればご配慮いただければなというふうに思います。ということで、これは答えを求めるつもりはありませんので、先に行きたいというふうに思います。

いくつか皆様から、意見が出てきましたので、事務局で検討をお願いいたします。今後の取扱いにつきまして、事務局から何かございますでしょうか。

■経済部地域経済局中小企業課 杉田課長補佐

大変貴重なご意見を承りましてありがとうございます。指針の方につきましては、なかなか国に対して、機会を作って、いろいろ要望しているところでございますのでご理解いただきたいと思います。あとは、先ほどお話のありました駐車場のあり方っていう部分でございます。確かにですね、もちろん、その台数というのは指針の中で、もちろん安全を目的に台数は設定しているのですけれども、台数ありきではなくて、やはり安全性を守るのが一番ということだと思いますけれども、そういった中で、こういった考えができるのかっていうことにつきましては、今いただいたご意見を踏まえながら考えてまいりたいというふうに思っております。私からは以上でございます。

■議長

それでは、最後にですね、その他となっていますけれども、何か発言がある方いらっしゃいますでしょうか。ご自由にご発言いただければと思います。第2部会、何かございますか。

■A委員

特にはないのですが、先ほどE委員が話されていた、やっぱり右折入出庫禁止を掲げているにも関わらず現状があるっていうのは、どうにかならない問題かっていうふうに、いつも第2部会でも話があるわけなのですけれども、もう少し強くこう出すことというのは難しいのですかね。すいません。ちょっと話題が戻ってしまって申し訳ないのですけれど。

なんか第2部会で、できるだけ右折入出庫のないようにっていうような意見を出したとしても、実際にその店舗に行くと、出口から入ってるのを結構見かけるので、やはりその確認っていうものをできるだけしていただけると。ある程度、そのね、何年か経った後とかそういうので確認をするっていうことを何かつけていただけると、先ほどの話じゃないですけど、ありがたいと思います。

■B委員

A委員がおっしゃったとおりのことは、第2部会でも結構議論がありますし、あと最近の議論になると、何か工事をしていて、実際、オープン的时候は、工事はどのような状況かわからないとか、あと、たまたま道路が隣町と管理が共同になっているとか、結構いろいろなケースがあるのだと思いながら、その状況に合わせた、何か提案とか、私たちができる場合があれば指摘できればと思って参加しております。

■C委員

皆様のご意見を聞いていて、やはり駐車場が大きなポイントになるのではないかなっていうふうに思います。私は室蘭なんですけど、先ほど出入口が別々ということで、やはりその方式をみんなチェックしています。ですから、新しく「店舗E」ができた場合も、出入口が一緒だった場合、出入口を別々にしようということで、幼稚園が近くにあったということと、交通量の調査状況から、やはり別々にした方がいいってことで、審議会にかけて、別々になりました。

ですから、なんと言いうんでしょうね。駐車場っていうのは、雪が多い地域とそうでない地域、北海道は広いので、そこら辺のことも考えて、やっぱり駐車場を作っていくことが必要だなと。安全性と利便性が大事になって、皆様のご意見を聞いて思いました。

■議長

ありがとうございます。そうですね、今、駐車場と、もう一つ、入庫の部分で右折で入っちゃうっていう、これがどうなっているのかっていう。ここに関しては、守ら

れるか守れないか、守ってるか守らせてるかっていうとね。その部分、特にその、人を置いてチェックするっていうようなやり方になるのでしょうかけれども、大体、人を置く場合は、台数が多いような場合はそうなっているんだろう。しかも、今お話のありましたとおり北海道も広いので、都市部だったら渋滞の問題もありますが、郊外だったら車が入ってないのに、わざわざ左から入る必要ないでしょみたいな話になるのかもしれない。これもケースバイケースかもしれないけれども、ケースバイケースであったとしても、そのチェックっていうのが大事なんじゃないのっていうお話だったと思いますので、これも少し先ほどの駐車場が使われ方のチェックと同様にですね、お考えいただければなというふうになります。

そこですすね、B委員のお話でもありましたけれども、事務局の方で覚えておいて欲しいのは、私ども委員を使ってですね、何かお役に立てるもの、例えば、あっちこっち時々見てきてくれとかですすね、それ見てくれたら、こう写真を撮ってくれて、それを上げてもらってこちらに送ってくれないとか、何かそういう協力する意識というのは、多分少なくとも会長・部会長は持っているのかなっていうふうに思いますので、その点もですすね、人手が足りなかった場合にはお手伝いいたしますから、勝手に僕言っちゃっているんですけど、多分そんな雰囲気なので、これも合わせてお考えいただければなというふうに思います。

それから、さっきの室蘭の件ですが、C委員からお話しのあった、入退出別々を実現したっていう話ですけども。これどうやって実現したのですか。

■ C委員

そこら辺の安全は、その道路は大きな商業のスーパーとかがいろいろあって、混み合っている道路なのですすね。それで最初は一緒だったのですけれども。皆でどうだろうと審議しまして、そしてそれにかけて、やはり別々がいいだろうということになって、別々になったっていう、今は、本当に皆さん守ってくれていますすね。交通量と道路のあり方っていうか、それにもよると思うのですけれども、向かい側にちょうど大きな商業施設があって、そこも別々なのですすね。だから、向かいが別々だから、それが当たり前のような配置になっているとは思いますが。

■ 議長

よくお店側がのんでくれたなって。先生方とそれから、振興局の情熱があったんだなっていう。やっぱりこの審議会っていうのは、人が作ってるんだなって感じがいたしまして、とてもハッピーな気持ちになりました、ありがとうございます。

第5部会は何かございますか。D委員、E委員いかがでしょうか。

■ E委員

いや、今日参加してよかったです。

今の室蘭の話は「店舗E」のことだと思うんですが、あとから出入口をつけたもので、手前がすべて出入口で、私、今度写真撮ってきます。しょっちゅう行くので、第5部会で振興局に見せて、室蘭でできて帯広にできない訳がないと。会長が仰ったよ

うに我々で写真をとって会議に出して、室蘭でちゃんとできてるぞっていえるようになって、非常にありがたいお話しでした。

■議長

もういっぺん確認しましょう。ほかにございますでしょうか。

(発言なし)

それでは、このあたりで議事を終了したいと思います。

進行を事務局にお返しします。

皆様のご協力ありがとうございました。お礼申し上げます。

■経済部地域経済局中小企業課主査 曾我

会長ありがとうございました。終わりに、佐藤地域経済局長から、お礼の挨拶を申し上げます。

■経済部地域経済局長 佐藤

佐藤でございます。本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。オンライン開催ということで、お聞き苦しい点もありましたことを、お詫び申し上げます。大平会長、委員の皆様には、本日ですね様々な情報提供、そして駐車場の運用ですとか利用に関する実態に関してですね、貴重なご意見をいただくなどですね、本当に、様々なご意見をいただきました。厚く御礼を申し上げます。本日いただきました情報ご意見につきましては、今後の審議会運営に生かして参りたいと考えております。また、皆様におかれましても、今後の部会におきまして、本日の内容をご報告いただき、情報共有いただきますよう、よろしく願いしたいと思います。また、法律の適正な運用が図られますよう、会長からもご協力のお話もいただきましたけれども、そうした点も含めまして、今後ともですね、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

■経済部地域経済局中小企業課主査 曾我

それでは、これをもちまして、令和3年度第1回北海道大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。

本日は、皆様、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございました。